

茨城県報 第6955号

昭和56年7月20日

月曜日

目 次

告 示

	ページ
●健康保険法等に基づく看護料支給基準(保険課)	1
●保安林の指定の解除に関する予定告示(林業課)	3
●新規土地改良事業の認可(5件)(農地管理課)	3
●換地計画の適当決定(3件)(〃)	4
●土地改良法に基づく換地処分(2件)(〃)	5
●道路法に基づく境界地道路の管理の方法(道路維持課)	5
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所)	6

(公 安 委 員 会)

●緊急自動車等の指定及び取消し	6
-----------------	---

公 告

●米飯提供業者の登録(流通園芸課)	7
●土地立ち入り測量(用地課)	7
●都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課)	7
●開発行為の工事完了(6件)(建築指導課)	8
●道路位置の指定(〃)	10

告 示

○茨城県告示第1092号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条第1項第5号、日雇労働者健康保険法(昭和28年法律第207号)第10条第1項第5号、船員保険法(昭和14年法律第73号)第28条第1項第5号、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第36条第1項第5号及び生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条第5号の規定による看護に要する費用の支給基準を次のように定め、昭和56年7月1日から適用する。

なお、昭和55年6月23日茨城県告示第1008号で告示した健康保険法等による看護に要する費用の支給基準は、昭和56年6月30日限り廃止する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

看護料支給基準

		1日当たりの看護料		
病類別	コレラ、痘瘡、発疹チフス及びペスト	左記以外の法定伝染病並びに急性灰白髄炎、開放性結核及び患者が結核病棟に収容されている場合の非開放性結核並びに精神病	普通疾病	
種別				
病状が重篤又は手術のため付添看護が必要な場合	看護婦による看護	円 8,820	円 7,060	円 5,880
	準看護婦による看護	7,500	6,000	5,000
	看護補助者による看護	—	5,300	4,410
床上起座若しくは体位変換が禁止されているか、若しくは不可能な場合又は、食事用便とともに自用を弁じ得ないため常態として介助が必要である場合のいずれかに該当し付添看護が必要な場合	看護婦による看護			
	準看護婦による看護	4,640	3,710	3,090
	看護補助者による看護			

(備考)

- 1 支給基準は最高額を示すもので、現に要した費用が支給基準の範囲内であるときは、その額とする。
- 2 看護料には、看護に必要なすべての経費（食費、寝具代等）を含むものとする。
- 3 看護補助者による看護とは、入院の場合であつて患者の親族、友人等以外の者による看護をいう。
- 4 看護補助者の看護は、やむを得ない事情により看護婦又は準看護婦による看護が受けられない場合において、看護補助者が主治医又は施設の看護婦の指示を受けて看護の補助を行うことを施設長が証明したときのみとする。
- 5 主治医の指示による泊り込みの場合は、1日当たりの看護料に23パーセントを加算した額とする。

6 主治医の指示による徹夜勤務をした場合は、1日当りの看護料に25パーセントを加算した額とし前項との併給を認める。ただし、患者が床上起座若しくは体位変換が禁止されているか、若しくは不可能な場合、又は食事、用便ともに自用を弁じ得ないため常態として介助が必要である場合の徹夜勤務の加算は認めない。

茨城県告示第1093号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡旭村大字湯坪字滝の上33の2, 33の3, 波崎町字浜新田8213の2, 8213の3

2 指定された目的 飛砂の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第1094号

昭和56年3月23日付けで金砂郷村長石崎力から、認可申請のあつた赤土地区土地改良事業を昭和56年7月10日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したので同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1095号

昭和56年3月9日付けで北浦村長河野晴雲から、認可申請のあつた長沢地区土地改良事業を昭和56年7月10日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したので同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1096号

昭和56年3月30日付けで五霞村長大沢軍治から、認可申請のあつた五霞北部地区土地改良事業を昭和56年7月10日付けで、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したので同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1097号

昭和56年3月25日付けで境町長佐怒賀清志から、認可申請のあつた伏木地区土地改良事業を昭和56年7月10日付けで、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したので同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1098号

昭和55年12月22日付けで、守谷町外一市一け村土地改良区から申請のあつた小綱地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年7月10日認可したので、同法第48条第9項の規定により公示する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1099号

昭和56年1月19日付けで申請のあつた岩船地区の換地計画の認可申請については、適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年7月27日から昭和56年8月17日まで**3 縦 覧 の 場 所 桂村役場****茨城県告示第1100号**

昭和56年3月13日付けで申請のあつた瀬戸井兵庫地区の換地計画の認可申請については、適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和56年7月27日から昭和56年8月17日まで**3 縦 覧 の 場 所 八千代町役場**

茨城県告示第1101号

昭和56年5月25日付けで申請のあつた大沢地区の換地計画の認可申請については、適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

1. 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2. 縦 覧 の 期 間 昭和56年7月27日から昭和56年8月17日まで

3. 縦 覧 の 場 所 友部町役場

茨城県告示第1102号

昭和56年6月10日付け農管指令第356号をもつて認可した小野崎地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1103号

昭和56年6月16日付け農管指令第368号をもつて認可した手代木地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1104号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により茨城県と千葉県との区域の境界に係る横利根水門橋について千葉県と協議し、昭和56年7月7日からその管理の方法を次のように定めた。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

1. 路 線 名 県道潮来佐原線

2. 名 称 横利根水門橋

3. 位 置 茨城県側 茨城県稻敷郡東村地先

千葉県側 千葉県佐原市地先

4. 管 理 区 間 橋りよう及びその取付道路

5 管理者 千葉県

茨城県告示第1105号

県営は場整備事業勝瓜大井口地区第三工区について、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、換地処分をした。

昭和56年7月20日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 義 男

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第23号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により緊急自動車の指定及び取消し、第14条の2の規定により道路維持作業用自動車の指定を行つたので公示する。

昭和56年7月20日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者又は管理者
1393	水戸55 ま690	トヨタ 56年	警察責務遂行用	茨城県
1394	" 4390	ダットサン 56年	"	"
1395	" 4391	"	"	"
1396	" 4392	"	"	"
1397	土浦88 せ780	"	公益応急作業用	茨城県南水道企業団

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者又は管理者
1398	水戸88 せ999	トヨタ 56年	道路応急作業用 (道路パトロール車)	日立市長

3 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	所有者又は管理者	指定期間	告示番号
555	45 一 7289	三菱	航空自衛隊百里基地	46.3.18	6
858	茨56 て4728	いすゞ 50年	警察本部	50.9.11	36
859	" て4729	" "	"	"	"
923	茨56 ふ7479	マツダ 51年	"	51.12.2	41
1360	茨56 む2985	シグマ 52年	"	56.4.9	16

公 告

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次のとおり米飯提供業者として登録した。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

米飯提供業者として登録した者は、茨城県農林水産部流通園芸課及び県西地方総合事務所において縦覧に供する。

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

1 起業者の名称 茨城県

2 事業の種類 県道谷田部明野線道路改良事業

3 立ち入ろうとする土地の区域

筑波郡筑波町大字明石字堀ノ内、字樋ノ口、字道場下、字地蔵下及び字池下地内

" " 大字水守字向田、字赤町、字長沢、字吉原、字下吉原、字觀音下、字高崎、字新池及び字舟寄地内

" " 大字作谷字和台原、字壱九耕地及び字壱八耕地地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和56年7月22日から昭和57年3月31日まで

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画下水道の変更に伴い、下館市から当該都市計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

下館市大字市野辺字市野辺、字高堤

大字稻野辺字川東

大字横島字二本松

大字直井字直井，字花見堂

大字菅谷字前通，字久保田，字石堀，字石堀東，字小石堀東

大字外塚字神明浦，字沼堀，字高田，字羽黒東，字羽黒山，字村東，字村北，字塚越，字村西，字村前，字羽黒前

大字西谷貝字堂尾，字沼堀，字三反田，字鹿島道東，字京田，字鹿島道西，字中道下，字思沙聞前

大字東榎生字大木下，字客僧塚，字西坪，字北坪，字東坪，字入坪，字前坪，字村前

大字西榎生字新谷東，字居村

大字下中山字下中山

大字塚原字塚原

大字島字西田，字穴川，字島

2. 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課都市計画

岩井・境都市計画下水道の決定に伴い、五霞村から当該都市計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

1. 都市計画の決定に係る土地の区域

五霞村大字冬木字高番前，字宮前，字彦八前，字原の全部及び字貝塚，字辰堂，字かち内，字台耕地，字殿ノ内の一部

大字元栗橋字蓮田，字丸池台，字古堀南の全部及び字浅間下，字辰戸，字菖蒲原，字元割，字土与部堤外，字新割，字押出，字中割の一部

2. 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

1. 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市東町2丁目2389番5，2390番2，2391番，同番1，2392番1，2393番1

2. 事業主の住所及び氏名

水戸市南町2丁目5番5号

株式会社 常陽銀行

代表取締役 青鹿明司

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 下館市大字下川島字下寺野819番1, 820番1, 同番2, 819番15, 同番16, 同番17, 同番18,
 同番19, 同番22, 同番34, 同番8, 818番9

2 事業主の住所及び氏名
 下館市大字菅谷683
 天貝 喜八郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 那珂郡大宮町字大江上2942番2, 同番8, 2943番14, 同番15, 2945番3, 2654番1, 2648番
 1, 2643番1から同番9まで, 2643番13, 2642番2, 同番3

2 事業主の住所及び氏名
 那珂郡大宮町鷹巣1136
 小野瀬 墓 次

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 鹿島郡神栖町大字知手字砂3406番88, 同番235, 同番239, 同番240, 同番241, 同番242, 同番
 243, 同番244, 同番245, 同番246, 同番234

2 事業主の住所及び氏名
 鹿島郡神栖町大字知手3406番19
 松橋 君雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 筑波郡伊奈村大字山王新田字山王新田耕地1241番2及び1242番

2 事業主の住所及び氏名
 取手市新町2-1-1
 第一住宅株式会社
 代表取締役 大山 岩夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 稲敷郡阿見町鈴木字東鳳凰2番22, 同番91, 同番92, 同番93

2 事業主の住所及び氏名
 東京都新宿区西新宿1丁目18番13号
 富士商事株式会社
 代表取締役 大久保 藤

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和56年7月20日

茨城県知事 竹内藤男

指定番号	指定期	申 請 者	道 路 の 位 置	道路幅員及び延長
	年 月 日	氏 名	幅 員	メートル メートル
高土木指令 第485号	56.7.9	中田 登	北茨城市磯原町 大塚2386	北茨城市磯原町上相田 字高田694番4 694番1) 694番2 }一部 694番5)
竜土木指令 第538号	56.6.30	永田建設株式 会社 代表取締役 小 西 功	土浦市川口1丁 目8番11号	稻敷郡阿見町曙 323番1 324番1

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヶ月)
(金 1,200円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨城県
発行所

印刷所 茨城県印刷所